

## 東京財団 臓器移植法改正案への問いかけ

1997年に成立した臓器移植法の改正案がここに来て急に紙面を賑わせています。同法は、施行後3年をめぐりに見直すことになっていながら、10年以上も見直しが行われてきませんでした。いったい何が問題で、私たちは何を変え、何を守るべきなのでしょう。か。

**Q★なぜ、急に臓器移植法改正案が話題になったのでしょうか？**

**A★5月18日から開催予定のWHO総会で、臓器移植に関する指針が改正されるとの発表を受け、海外での臓器移植ができなくなるのではないかという不安が生まれ、改正への機運が高まったようです。しかし実際には、海外渡航の自粛を求める規定は一切設けられていません。禁止されるのは、売買、あっせん、強制などが伴う移植ツーリズムで、適正な医療行為としての移植は禁止も自粛も求められていません。今こそ、外圧に頼らない議論が必要です。**

**Q★A案の特徴はどんなもののでしょうか？**

**A★死の定義を現行の「心臓死」から「脳死」にまで拡大し、「脳死は一律に人の死」と定義。脳死状態の人が臓器提供を生前に明確に拒否していなければ、家族の同意だけで、臓器摘出が可能となります。年齢は関係なく、15歳以上であっても、15歳未満であっても、本人の拒否がなければ、家族の同意のみで臓器摘出となります。それにより、臓器流通数を増やし、臓器移植を望む人への門戸を開こうというものです。**

**Q★B案の特徴はどんなもののでしょうか？**

**A★B案では、「脳死は人の死」との国民的合意は至っていないとの立場です。しかし、脳死状態の人の臓器摘出に対する自己決定の尊重という原則のもと、12歳以上で、本人が生前に臓器提供の意思を明らかにしている人からの臓器摘出を行えるとしています。まずは、現行の15歳から12歳に年齢を引き下げ、臓器移植への啓発・教育に力を入れ、それがある程度達成された段階で、さらなる低年齢化も視野に入れるというものです。**

Q★C案の特徴はどんなものでしょうか。

A★C案もB案同様、「脳死は人の死」との国民的合意には至っていないとの立場に立ち、さらに、現行よりも**脳死判定の厳格化**を盛り込んでいます。

また、わが国では**生体移植が他国より非常に多く行われながら、現行法には規定がありません**。生きている人から臓器を摘出してよい条件を定め、提供者の生命・健康および人権を保護する必要があります。そして、**売買禁止の範囲を現行の主要臓器+眼球から人体組織全般に広げる規定**や、移植に適さない臓器を研究目的に用いてよい条件を定めることも考える必要があります。

C案には、以上の脳死臓器提供以外の問題をカバーする規定が盛り込まれています。**これらは、A・B・D案には入っていません**。

Q★D案の特徴はどんなものでしょうか？

A★D案は、A案・B案・C案の折衷案として15日に国会に提出されたばかりです。**現行法（15歳以上）を維持しつつ、臓器移植を望む子供への臓器移植への門戸を開くために**、15歳未満の脳死者については、本人の拒否がなければ、家族が子供の意思を代諾する形で臓器摘出を可能とします。遺族への説明が適切だったか、虐待の疑いはなかったのかなどの確認を明確に義務づけています。また、**新法が出来上がってから3年をめどに見直しを行うよう検討が加えられています**。

Q★親族優先規定（A・B案）とはどんなものでしょうか？

A★A・B案では、**親族への優先事項**が組み込まれ、脳死状態になった人からその親族への臓器提供を優先的に行えるようになっています。C・D案では、**臓器の公平配分**という観点から、登録した人から順番に臓器提供を受けるべきとの立場から親族への優先事項は入っていません。

	現行法	A案	B案	C案	D案
脳死の判定	生前に臓器提供の意思表示ある場合のみ 脳死=死	一律 脳死=死 (医師の判定)	生前に臓器提供の意思表示ある場合のみ 脳死=死	生前に臓器提供意思表示ある場合の 脳死=死 ・15歳未満については、生前に臓器提供拒否がなければ脳死=死 (医師の判定+第三者委員会の審査)	生前に臓器提供意思表示ある場合のみ 脳死=死 ・15歳未満については、生前に臓器提供拒否がなければ脳死=死 (医師の判定+第三者委員会の審査)
臓器提供年齢	15歳以上	0歳以上	12歳以上	15歳以上	0歳以上
臓器提供条件	本人の積極的意思 + 家族の同意	消極的意思 (拒否していない) + 家族の同意	本人の積極的意思 + 家族の同意	本人の積極的意思必要 + 家族の同意	15歳以上 本人の積極的意思+家族の同意 自己決定の尊重と低年齢者への臓器移植拡大のバランス 15歳未満(本人の拒否表示ある場合を除く) 家族の同意 病院内の第三者委員会の審査
WHO改定指針への対応	なし	なし	なし	人体組織の売買禁止 ・生きている人からの提供規定	なし

## 【東京財団からの問いかけ】

医療技術の進展により、私たちは、それまで存在してこなかった新しい生と死の領域に足を踏み入れました。この世に生を受けたからには、精一杯命をつないでいきたいとの思い、死にゆく人の心臓が止まるその瞬間まで見守りたいとの思い、生死それぞれに私たちがよせる感情はさまざまです。

大切なことは、私たち自らが、また自分の家族が、臓器を提供する側、される側になりうる可能性を常に持っているとの当事者意識を持ってこの問題と向き合っていくことだと考えます。

国民の臓器移植への理解を得ないままの改正は、結局のところ、脳死状態の患者から臓器摘出を行うことへの同意を得られない家族を増やしかねません。また移植にかかる医療体制が整わない限り、現場での混乱や反発を招きかねない状況を生み出す危険性があります。

国民的議論を徹底的に行い、国民の代表の一人である議員には、命にかかわる大切な法律であるとの重い責任のもと、採決に望んで頂きたいと思えます。